

平成28年度 夏のコンプライアンス推進週間

e-ラーニングによるコンプライアンス研修（紙媒体受講用）

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

H28年度 夏のe-ラーニング 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page1 はじめに

 今年も夏のコンプライアンス推進週間がやってきました。不祥事防止のためだけでなく「信頼される学校・教職員」の実現のため、しっかりと取り組んでいきましょう。

今回のe-ラーニングは、コンプライアンスのテーマ別研修と、**教職員の「誇り」と「自覚」**についての研修を行います。また、e-ラーニングとは別に、「ワークシート・セルフチェックシート」による研修があります。

この研修受講で得た知識を「きっかけ」として、各所属で不祥事を根絶する取組を更に深めてください。

この欄は本文です。問題や選択肢、知っておくべき内容などが表示されます。選択肢がある場合は矢印をクリックしてください。

この欄はコラム欄です。本文の解説やミニ知識などを記載します。お読みください。

H28年度 夏のe-ラーニング 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page2 服務規律・教職員倫理（項目1/9）

(問1) 次は、公立中学校に勤めるA教諭の、夏期休業中のある1日の勤務の状況を表したものです。下線部①～⑧のうち、服務規律・教職員倫理の面で問題のあるものはいくつありますか。

この日、午前中は主に部活動の指導。午後は、研修センターでの研修受講のため、出張となっている。

8:00 自家用車で自宅を出発してコンビニで昼食を購入した後、学校へ。**①**
8:25 始業時刻の5分前に学校に到着。**②** 駐車場から直接体育館に行き、2時間余り部活動を指導。**③** 部活動終了後、職員室に向かう。
11:00 職員室に入室後すぐに出勤簿に押印。担当校務の業務を行う。
12:00 昼休みになったので食事を職員室でとる。**④**
12:40 出張に出ることを教頭に告げ、出発する。**⑤**
13:20 研修センターに到着し、13:30から研修開始。**⑥**
16:40 予定より遅れて研修終了。学校に戻れば学校の終業時刻の17:15を過ぎるので、当初の予定を変更して帰宅することにする。**⑦**
16:50 帰宅途中、趣味のバイク雑誌を購入するため書店に立ち寄る。**⑧** その後自宅に向かい、17:30に自宅に到着。

➡ ① 1つ ➡ ② 2つ ➡ ③ 3つ ➡ ④ 4つ

③が正解です

- ① 通勤途中にコンビニ等で昼食を購入することは、特に問題ありません。
しかし、通勤経路を大きく外れるような場合、通勤途上とみなされないことがあり、交通事故等にあっても公務災害とならないこともあります。
- ② 始業前に到着しているので問題ありません。
- ③ 出勤後、直ちに出勤簿に押印しなければなりません。
- ④ 問題ありません。
- ⑤ 出張に出る際と帰着後には、管理職への報告が必要です。
- ⑥ 問題ありません。
- ⑦ このような場合は、必ず管理職に電話等で報告し、直帰する許可を得る必要があります。
- ⑧ 勤務時間中でもあり、出張以外の用務で立ち寄ることは問題があります。

（問2）徳島県の公立学校教職員（小・中学校と県立学校）の交通事故に関する問題です。平成27年度の交通事故に関する次の説明文のうち、正しいものを下の選択肢から選んでください。

- a 発生件数は過去3年間で最も少ないが、ほぼ2日に1回の割合で発生している。
- b 公務中（通勤途上を含む）に発生したものがほぼ半数である。
- c 加害、被害、自損の原因のうち、最も多いのは被害である。
- d 加害（加害・被害双方も含む）となった事故について、発生場所は交差点や駐車場が多く、原因是、安全不確認による衝突や前方不確認による追突が多い。

- ➡ ① aとcが正しい ➡ ② aとdが正しい
 ➡ ③ bとdが正しい ➡ ④ cとdが正しい

③が正解です

- a 交通事故発生件数（報告件数）は、250件（27年度）、270件（26年度）、297件（25年度）ですので、27年度は過去3年間で最低の件数でした。しかし、250件の発生件数は3日に2件は事故が発生したことになりますので、交通事故はかなり多いといえるのではないでしょうか。
- b 平成27年度の250件の交通事故のうち、公務中（通勤途上を含む）に発生したものは132件であり、ほぼ半数です。この傾向は、過去3年間とも同様の傾向で、通勤にはゆとりをもって運転を心がける等の注意が求められます。
- c 交通事故の内容について、加害は126件で最も多く、被害は82件、自損は4件、双方が38件でした。被害については防ぎようがないかもしれません、加害については、各自が注意することによってなくすことができるのではないでしょうか。
- d 問題文のとおりで、「前方の車両が信号で停止したのに気付くのが遅れて追突した。」や「駐車場内でバックで駐車する際に、停車していた相手車両に気付かずに接触した。」などの事例が報告されています。

参考資料：徳島県教育委員会教職員課「教職員の交通事故・違反の根絶のために」（平成28年5月）

Page6 飲酒運転防止（項目3/9）

(問3) 次は飲酒に関する事例です。a～dの中で、コンプライアンス上、問題のあるものはどれでしょうか。下の選択肢から選んでください。

- a 今日も自宅で晩酌。午後6時から午後8時までにビール中瓶2本と日本酒1合を飲む。入浴後、就寝。十分に休養がとれたので、翌日午前7時に自家用車を運転して出勤した。
- b 今日の宴会は、時間の都合で自家用車で行く。飲酒をしたので、代行運転で帰ることにした。自宅の前まで運転してもらつたが、自宅の車庫は非常に狭いので、自宅前の道路から自分で車庫に入れた。
- c 今日の宴会場所は自宅から近いので、自転車で行く。宴会終了後、ビールは中瓶1杯しか飲んでいないので、自転車に乗って自宅に帰った。
- d アルコールによる「酔い」とは、体内に入ったアルコールが脳の神経細胞をまひさせるもので、普段より思考力・判断力が低下する。そのため、本日の宴会では飲酒を控えめにした。

➡ ① aとb

➡ ② bとc

➡ ③ bのみ

➡ ④ aとbとc

Page7 飲酒運転防止（項目3/9）

④が正解です

- a ビール中瓶1本(500ml)や日本酒1合(180ml)は、アルコールの1単位といわれ体内での処理に約4時間かかります。この事例のアルコールは3単位で、処理に12時間かかります。**翌日の出勤時にはアルコールが残っていると考えられます。**勤務日の前日は、アルコールを控えめにしてください。
- b わずかな距離でも、車を運転すれば飲酒運転となります。たとえ自宅の敷地内であっても、**自分では絶対に運転しない**ことです。
- c **自転車も自動車と同様に飲酒運転になります。**
- d 問題ありません。

◇ アルコールの影響については、コンプライアンスハンドブック「研修実践事例集」の26～27ページを参照してください。

◇ コンプライアンスハンドブックは、徳島県立総合教育センターのWebサイト「コンプライアンス研修のページ」に掲載しています。

Page8 生徒指導・体罰防止（項目4/9）

(問4) 次の説明文の中で、体罰に該当しないものはどれでしょうか。下の選択肢から選んでください。

- a 児童生徒への体罰は絶対してはならないが、何度も指導しても反抗的な言動をとる場合、ケガをしない程度に頬をつかねて指導することはかまわない。
- b 児童生徒には懲戒を与えることができるので、授業中の指導に従わない生徒に対して、放課後に20分間の清掃活動を課した。
- c 授業を聴かないからと、児童を廊下に出して授業終了まで立たせた。
- d 再三の指導にもかかわらず頭髪指導で違反があった児童生徒に対して、あらかじめ児童生徒及び保護者に周知してあったとおり、別室で指導をした。

➡ ① aとc

➡ ② bとd

➡ ③ aとbとc

➡ ④ a～dのすべて

②が正解です

- a ケガをしない程度でも、頬をつねる行為は体罰と考えられます。
- b 懲戒については、「児童生徒に肉体的苦痛を与えるものではない限り」という条件つきで体罰に当たらないと例示されています。
- c 廊下に出することは授業を受けさせないことになります。また、授業終了までの時間を立たせることにも問題があります。
- d 頭髪・服装等の指導に関しては、指導の意図やねらいについて理解を求めるとともに、指導基準や指導方法を明確に示し、ブレのない指導が必要です。また、あらゆる機会を通じて児童生徒及び保護者に周知することも必要です。

◇体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)より（24文科初第1269号）

個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽した行為であったかどうか等の観点が重要である。

(問5) 下の表はセクシュアルハラスメントについての留意事項をまとめたものです。各自、チェックをしてください。（入力する必要はありません。）

No.	チェック項目	チェック
1	相手が嫌がったり不快に感じたりするような言動は、セクハラになることを理解している。	
2	児童生徒の人権を尊重し、異性の同僚は仕事上のパートナーとして敬意を払っている。	
3	受け止め方には、個人間、男女間、世代間で大きな差があるので、そのことを認識した言動を心がけている。	
4	同僚の容姿や年齢、結婚などについて、しつこく聞いたりしていない。	
5	同僚を飲食やデートにしつこく誘ったりデュエットの強要をしたりすることはない。	
6	一人対一人で児童生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。	
7	児童生徒と私的に電話やメールのやり取りをしていない。	
8	みだりに児童生徒や同僚の体に触れたりすることはない。	

セクシュアルハラスメントは、被害者の個人としての尊厳を傷付け、その能力の発揮を妨げるだけでなく、職場全体としても、秩序を乱し、意欲の低下を招くなど、公務の円滑な運営を著しく阻害することになります。

セクハラを防止するために、前項の内容とともに次のことに留意する必要があります。

- 教育に携わる者として、常に自覚ある発言と行動をとること。
- 相手の人格を尊重し、お互いがパートナーであるという意識を持つこと。
- 児童生徒・教職員が信頼して悩みを相談できるよう、日頃から人間関係の構築に努めるとともに、問題を抱えている者の心のサインを見逃さないこと。
- 校内の相談窓口を整備し、気軽に相談できる体制にすること。

Page12 公金等の取扱い（項目6/9）

(問6) 公立学校における公金等の取扱いに関する事例の中で、問題のあるものはいくつありますか。

- a ホームルーム担任のA教諭は、集金した学級費を机の中に鍵をかけて保管し、ある程度たまつたら銀行に預けるようにしている。
- b バレーボール部顧問のB教諭は、他の教職員からの人望が厚く事務処理能力も十分であるため、部費の会計をB教諭一人で行っている。
- c 事務職員のC係長は、担当する同窓会費の取扱いにおいて、通帳及び関係書類の点検をその都度行い、毎月校長に決裁を受けている。
- d 事務職員のD主任は、徴収した学年費の一部を、個人的に購入した書籍代に用いたが、翌日きちんと返金した。

➡ ① 1つ ➡ ② 2つ ➡ ③ 3つ ➡ ④ 4つ

Page13 公金等の取扱い（項目6/9）

(3)が正解です

公金等(学校徴収金、学級費、部費等)の取扱いに関しては、次のような点で注意が必要です。

- 現金の取扱いについては、机やロッカー等に保管せず、原則として集金日当日に金融機関に払い込む。
- 複数の教職員によるチェック体制を整え、校長が決裁をするシステムがつくられている。
- 預貯金口座の現金の出入りの後、直ちに証拠書類等による、預貯金等の記載内容を確認する。
- 帳簿、伝票等の証拠書類、預貯金等の点検を定期的に行う。
- 公金等は、私的な支払に一時的に借りたりしていない。

以上の点から、a, b, dの取扱いには問題があります。cは適切な処理です。

Page14 懲戒の標準的な処分量定（項目7/9）

(問7) 次は、全て懲戒に該当する事例です。それぞれどの処分量定に該当するか、正しい組合せを選んでください。

- a 高校教諭Aは、所属校の女子生徒に対して、校外において複数回にわたり、抱きしめ、キスするなどのわいせつ行為をした。
- b 教諭Bは、部活動の出張の際、公共交通手段を用いて移動する旨を届け出ていたにもかかわらず、自家用車で移動し、偽って交通費を受給する行為を6回繰り返した。
- c 教諭Cは、個人情報を持ち出す際には校長の承認が必要であるにもかかわらず、承認を得ずに生徒30名分の演習プリントを校外に持ち出し紛失した。

➡ ① a 免職 b 減給 c 戒告 ➡ ② a 停職 b 減給 c 戒告
 ➡ ③ a 免職 b 戒告 c 嚴重注意 ➡ ④ a 停職 b 戒告 c 訓告

①が正解です

いずれも県外の事例で、次のような懲戒処分となっています。

- a 懲戒免職 …… わいせつ行為は厳しく処分されます。
- b 減給1/10 4か月 …… 出張等で変更が生じた場合は、即座に報告してください。
- c 戒告 …… やむを得ず情報資産を持ち出す場合は、各校のルールに従い、所定の手続を経た上で行ってください。

◇標準的な処分量定[概略]

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	○			
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、または虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員		○	○	
過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員			○	○

(コンプライアンスハンドブックより)

(問8) 次はメンタルヘルスに関する問題です。下の事例への対策として適切なものは、a～hの中からいくつありますか。

(事例) A教諭は、昨夜も遅くまで残業だったようだ。文書作成や保護者からの相談の電話で忙殺されていたらしい。ストレスがたまり、朝起きるのが苦痛で仕方がないとぼやいているが…。

A教諭の対策

- a 一人で仕事を抱え込みます、他の教員に積極的にサポートを求める。
- b 飲酒をするとよく眠れ、ストレス発散にもなるので、毎日飲酒をする。
- c 同様の悩みを抱えている同僚に相談する。
- d 自分なりのストレスコントロール術を身につける。
- e 周りからの援助は期待できないので、自分一人で最後まで頑張る。

管理職の対策

- f 相談への対応時は、まず管理職としての意見を言い解決策を指示する。
- g 精神疾患と思われるときは、医療機関の受診や専門機関への相談を勧める。
- h 学校全体の校務を見直し、特定の人に仕事が偏りすぎないよう配慮する。

- ➡ ① 1つ ➡ ② 2つ ➡ ③ 3つ ➡ ④ 4つ
 ➡ ⑤ 5つ ➡ ⑥ 6つ ➡ ⑦ 7つ ➡ ⑧ 8つ

⑤が正解です

対策として適切なものは、a, c, d, g, hの5つです。不適切なb, e, fについては、次の説明を参考にしてください。

- b アルコールは睡眠を浅くし、毎日の飲酒はうつ病やアルコール依存症を招きやすくなります。
- e 現在のA教諭の状況では、他の教員のサポートも必要でしょう。
- f 相談への対応においては、悩み事をじっくりと聴き、相手の立場に立って、関心を持って聴くことが必要です。また、普段から積極的に教職員と雑談をしたり複数の教員と話し合ったりすることも有効でしょう。

教職員がメンタルヘルスを害する原因の一つに、仕事を抱え込みすぎることがあります。時には、弱音を吐き、仲間に助けを求める必要もあります。好きなスポーツをする、カラオケに行き思う存分歌う、温泉や行楽地に行くなど、自分なりのストレスコントロール術を身につけ、英気を養いましょう。

管理職においては、常に教職員の状況を把握し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した学校運営が求められます。

コンプライアンスというと、今まで見てきたように、「〇〇してはいけない」「〇〇しなければならない」というような、「決まりごと」が多くなってしまいます。これらも大切なことです、このような「不祥事の防止」だけがコンプライアンスの目的ではありません。

昨年度のe-ラーニングで、次の説明をしました。

コンプライアンス推進の最終目的は、「不祥事の防止」ではなく、「信頼される学校・教職員の実現」です。このことは、「教職員としての誇りと自覚」・「風通しの良い職場環境」という土台の上に、常に「適度な緊張感を持って」様々な研修・啓発を積み重ねて実現されるものです。今回の研修を基に、各所属で研修を深め、信頼される学校・教職員を目指しましょう！

そこで、次は『教職員の誇りと自覚』についての研修をします。

(問9) 私たちが担っている「**教育**」とはどのような仕事でしょうか？この根本的な問いに、あらためて問い合わせてみましょう。

昨年度、コンプライアンス推進室が改訂した「信頼される学校・教職員へのステップ」(※)でも説明していますが、私たちが担っている「教育」に当てはまるものは、次のA～Cどれでしょうか。

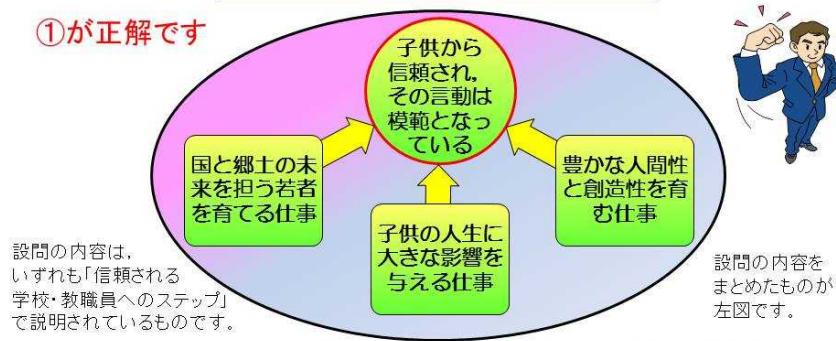
- A 私たちの仕事は、児童・生徒の豊かな人間性と創造性を育む仕事である。
- B 私たちの仕事は、日本と徳島の未来を担う若者を育てる仕事である。
- C 子供の人生に大きな影響を与える仕事である。

- ➡ ① A, B, C の全て ➡ ② AとC
 ➡ ③ BとC ➡ ④ Aのみ

※「信頼される学校・教職員へのステップ」は、徳島県立総合教育センターのWebサイト「コンプライアンス研修のページ」に掲載しています。

教育者としての誇り

①が正解です

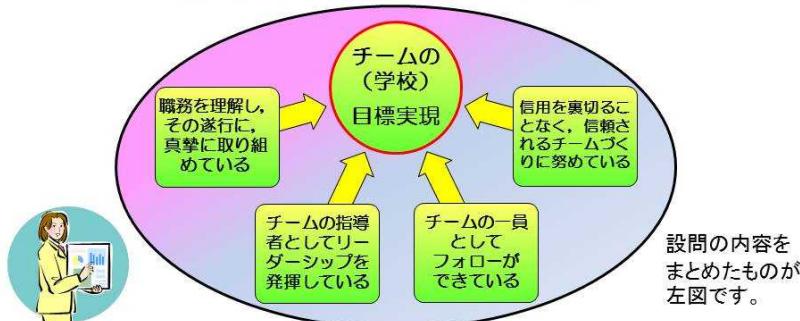


私たち自身、未来を担う子供たちの教育に携わっているという「誇り」を、いま再認識してみましょう。

(問10) いま教育現場では、組織で対応しなければならない状況が増えてきています。そこで、コンプライアンス推進室では、次のような項目を「自覚」することが必要だと考えています。各自、当てはまるものをチェックしてください。(入力する必要はありません。)

- A 自分の職務内容をしっかりと理解し、真摯に取り組み、組織に貢献できている。
 ア はい イ どちらともいえない ウ いいえ
- B ○あなたがリーダー(管理職・各課長・学年主任等)の場合、組織を有効に機能させるように努めている。
 ○あなたが、担任・各課員等の構成員の場合、組織の方針を理解し、組織に対して貢献している。
 ア はい イ どちらともいえない ウ いいえ
- C 「不祥事を起こすことは、自分自身だけでなく組織の全てに影響する。」と自覚しながら職務に当たっている。
 ア はい イ どちらともいえない ウ いいえ

組織の一員としての自覚



私たち一人一人が自分の職務を理解し、その責任を果たしていくことが組織の力となります。そのことを「自覚」し、目標とする学校の実現につなげていきましょう。

信頼される学校・信頼される教職員



私たちの力量を上げることで、「信頼される学校・教職員」を実現していきましょう！

コンプライアンス意識を高めることは、責任ある大人として当然の務めといえます。未来の徳島や日本を創る子供たちに、私たち教職員が「人としてどうあるべきか」を、自らの言動により示すことが何より大切なことであり、求められている役割でもあります。

今回のe-ラーニングで得た「知識」を活用して、各所属で研修を深め、信頼される学校・教職員を目指しましょう！



e-ラーニングによるコンプライアンス研修、お疲れさまでした。
アンケートの提出に御協力ください。

以上で e-ラーニングによる研修は終了です。